

「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況について

	I 取組の方向	Ⅲ 令和4年度の取組・実績 (令和5年3月末時点)	自己評価 ◎: 順調 ○: 概ね順調 △: やや遅れ ×: 遅れ	Ⅳ 課題	Ⅴ 令和5年度の取組	担当課 (○: 主担当課)
1 社会の理解促進・支援基盤の強化						
(1) 社会の理解促進						
①	県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。	・市町会議を開催し、再犯防止施策において市町に期待される役割や、計画に盛り込む内容等について説明した。 ・計画策定予定であった市町に対し、計画策定に係る情報提供等の支援を実施した。 【実績】 市町計画策定数 R3末: 12団体→R4末: 17団体	◎: 順調	・計画策定が未定の市町に対し、計画策定の検討が進むよう理解促進を図る必要がある。 ・計画策定済の市町についても、具体的な取組についての相談対応や助言等、計画の実行性を高めていくための支援を行う必要がある。	・全ての市町で計画を策定する意義について検討し、再犯防止に関する理解を深めるための研修や会議等を開催する。 ・計画策定に向けて検討している市町に対して、情報提供や助言等による働きかけを行う。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局地域共生社会推進課
②	県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。	・住宅確保要配慮者に「起訴猶予者、執行猶予者及び罰金・科料を受けた者」及び、「矯正施設を退所した者、または退所予定の者」を追加することについて検討した。 ・令和6年度を始期とする「第2期広島県地域福祉支援計画」の策定に向け、矯正施設退所者を含め、日常生活上の様々な困り事を抱える人や世帯を早期に見出し、相談を漏らさず受け止め、解決につなげる「重層的なセーフティネット」の構築に向けた市町支援の方策について検討した。 ・広島矯正管区主催の刑務所見学会などに参加し、関係機関と連携を深めた。 ・『「減らそう犯罪」』第5期ひろしまアクション・プランにおいて、犯罪・非行をした者の立ち直り支援を推進した。	○: 概ね順調	・引き続き、関連計画改定のタイミング等に更生支援の視点が盛り込まれるよう調整を実施する必要がある。 ・更生支援に特化した、県民の関心・理解促進に繋がる取組をさらに進める必要がある。	・関連計画改定のタイミング等に合わせ、更生支援の視点が盛り込まれるように調整する。(高齢者プラン、地域福祉計画等) ・関連する分野の会議等の機会をとらえ、県計画の内容を説明する。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局 医療介護政策課 地域共生社会推進課 障害者支援課 薬務課 土木建築局住宅課
③	高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組みます。	・市町の福祉等関係課長等を対象とした会議を開催した。 ・主任相談支援専門員研修(障害者支援)において、矯正施設等に入所している障害者を対象とした地域移行支援等、障害福祉サービスの提供について説明した。 ・「住生活基本計画(広島県計画)」に基づき、更生支援を含めた住宅セーフティネット制度について、居住支援協議会活動を通じて、パンフレットの作成やHPでの周知を行い、普及促進を図った。	○: 概ね順調	・関係機関との連携をさらに強めると共に、高齢者・障害者の支援者に対する理解促進及び更生支援に関する理解促進のための活動を積極的に実施する必要がある。	・更生支援への理解促進を図るため、関係機関と連携し、研修や会議等の機会をとらえ、更生支援についての説明を行う。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局 地域共生社会推進課 障害者支援課 土木建築局住宅課
④	更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。	・県知事が実行委員長となり、関係機関と連携して運動を推進した。 ・7月の強調月間には、ポスター掲示や懸垂幕といった例年行っている広報に加え、tik tokを用いた広報を実施した。	◎: 順調	・県民の理解促進を図るため、ターゲットを捉えた広報啓発を図る必要がある。	・令和4年度に実施した取組について継続実施する。 ・SNS等デジタル技術を活用した更なる広報について検討する。	○環境県民局県民活動課
(2) 支援基盤の強化						
①	この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。	・令和4年3月に書面開催した「広島県再犯防止推進連絡会議」における、計画の目標値等に関する意見照会への回答について、県の考えや対応を説明した。	○: 概ね順調	・再犯防止を推進するためには多機関で連携して取組む必要があるが、情報共有等できていないところもあり、多機関連携の在り方について検討する必要がある。	・「広島県再犯防止推進連絡会議」を開催し、県計画の各取組の検証を行う。 ・県計画の進捗状況や課題分析、連絡会議における会員の意見も踏まえ、関係機関相互の情報共有や多機関連携の在り方等、今後の方針を検討する。	○環境県民局県民活動課
②	「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる(可能性のある)機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。	・市町担当部署を対象とした会議を開催し、更生保護の制度や支援内容について説明した(1(1)①掲載の会議と同会議)。 ・広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議へ、弁護士に加わってもらい、ケース対応に係るアドバイスや意見交換等を実施。	○: 概ね順調	・多機関連携が必要であるため、司法・福祉双方の制度や支援についての理解促進の取組について検討する必要がある。	・犯罪・非行をした者の支援に携わる機関・団体等の相互理解の促進や連携強化が図れるよう、関係機関と調整し、連絡会議の開催などを検討する。 ・「寄り添い弁護士制度」等を通じて、地域定着支援センター業務の弁護士の連携強化を図る。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局地域共生社会推進課
③	更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS会員等の活動を広げ、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組みます。	・市町担当部署を対象とした会議を開催し、協力雇用主や更生保護女性会、BBS会といった、民間の更生保護団体の活動について説明した(1(1)①掲載の会議と同会議)。 ・県退職者説明会や県退職者向け広報誌において、保護司募集の案内を実施した。 【実績】 県退職者の保護司応募数 R3: 3人→R4: 1人	○: 概ね順調	・更生保護ボランティアについて、県民の関心を高め、人材確保に取り組む必要がある。	・県退職者説明会や県退職者向け広報誌において、保護司募集の案内を行う。 ・デジタル技術(SNS等)の活用も視野に、県民の更生保護ボランティアに対する関心を高める広報を検討し、実施する。	○環境県民局県民活動課

「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況について

	I 取組の方向	Ⅲ 令和4年度の取組・実績 (令和5年3月末時点)	自己評価 ◎:順調 ○:概ね順調 △:やや遅れ ×:遅れ	Ⅳ 課題	Ⅴ 令和5年度の取組	担当課 (○:主担当課)
2 生活上の基本ニーズの確保・回復						
(1) 住居等の確保						
①	一時的な住居の偏在を解消するため、国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。	・日本自立準備ホーム協議会・食べて語ろう会、全国再非行防止ネットワーク協議会が開催する「講演会・シンポジウム」の後援を実施した。	△:やや遅れ	・居住支援が促進されるよう、関係機関・民間への働きかけなど広報について検討する必要がある。	・保護観察所等の要請に従い、広報啓発等の必要な取組を実施する。 ・関係機関にヒアリング等を行い、ニーズを把握する。	○環境県民局県民活動課
②	生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施した。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。 実施自治体数: R5.3末 11市町	×:遅れ	・地域の状況により、事例がない等の理由で予算化が困難な市町がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	○健康福祉局社会援護課
③	「新たな住宅セーフティネット制度」について、広島県居住支援協議会等を通じて、さらに周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施します。	・居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施した。 【実績】 保護観察対象者等を対象とした居住支援法人数 R3末:3法人→R4末:6法人 保護観察対象者等を対象としたセーフティネット住宅数 R4.1末:8,126戸→R5.4月27日時点:22,742戸	◎:順調	・引き続き、広島県居住支援協議会等を通じて、さらなる制度周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施する必要がある。 ・起訴猶予者等、入口支援対象者も住宅確保に困難を抱えやすい。	・セーフティネット住宅について、登録地域偏在の解消や小口家主の登録促進に向けて、市町と連携し、セミナーの開催やHPへの掲載等により、制度周知等の情報提供等を実施する。 ・入口支援対象者の居住支援ニーズや、住宅確保要配慮者として指定している他県事例等について調査する。	○土木建築局住宅課 環境県民局県民活動課 ○土木建築局住宅課
	「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。					
④	緊急連絡先を個人に限定せず公的機関や社会福祉協議会、福祉施設等も対象とするなど、入居要件の緩和について検討します。	・県営住宅の入居要件として、令和2年3月に連帯保証人(2名)を廃止し、緊急連絡先(1名)とする大幅な緩和を実施した。 ・緊急連絡先を団体とすることに関して、組織としての対応は難しいとのことだったが、社会福祉協議会の担当者を緊急連絡先とするなど状況に応じて個別対応している。	◎:順調	・緊急連絡先を組織として対応することに関しては、組織の業務として関わる内容については支障ないが、それ以外のことについては対応できないため、組織として受けることは難しいとの意見があった。 ・安否確認や住宅内トラブルなどが多発している等、緊急連絡先に連絡をとる機会も多くあることから、緊急連絡先の免除は困難な状況となっている。	・緊急連絡先の確保に関しては、必要に応じて個別対応を行う。	○土木建築局住宅課
⑤	連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じ助言等を行います。	・県内市町の公営住宅行政担当課長・担当者を対象とした会議を実施し、公営住宅入居に際しての保証人の取扱いについて周知及び検討を行うよう、説明を実施した。	○:概ね順調	・連帯保証人要件を設けている市町があり、要件が撤廃されるよう理解促進を図る必要がある。	・撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施する。	○土木建築局住宅課

「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況について

	I 取組の方向	III 令和4年度の取組・実績 (令和5年3月末時点)	自己評価 ◎: 順調 ○: 概ね順調 △: やや遅れ ×: 遅れ	IV 課題	V 令和5年度の取組	担当課 (○: 主担当課)
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援					
	A 高齢者・障害(の疑い)のある者等の支援					
①	広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。	・広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等新たに追加(入口支援)、県による支援機能の拡大を図った。(令和4年度実績: 6件) ・検察での調整期間の短さから障害の有無を断定することが難しいことを踏まえ、障害の疑いのある者への支援について検討するなど、取組の推進を図った。	○: 概ね順調	・R4年度から開始した入口支援について、支援体制・内容の充実が図られるよう、関係機関間の連携を強化して進めていく必要がある。	・定期的な連絡会議を通じて関係機関の連携を強化し、地域定着支援センターの相談支援の充実を図る。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局 地域共生社会推進課
②	刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができていない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。	・住居があるため、特別調整の対象とならない出所者に対して、「特別調整に準じる一般調整対象者」として地域定着支援センターによる支援を実施。(1件)	○: 概ね順調	・関係機関が連携して、出所時の本人の状況に応じた柔軟な支援が提供されるよう支援体制・内容の充実を図る必要がある。	・関係機関での協議・意見交換等を通じて、必要な情報や支援経過等を共有しつつ、効果的な支援の実施へ繋げていく。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局地域共生社会推進課
③	地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害(の疑い)のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。	・広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議において、本人の福祉的支援の意向等に係る情報共有・意見交換等を実施。	○: 概ね順調	・支援を辞退する背景や要因等への対応について検討していく必要がある。	・関係機関との情報共有や意見交換等を通じて、支援を辞退する者への対応等について検討していく。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局地域共生社会推進課
④	国に対し、地域生活定着支援センターの法制度上の位置づけを明確にするよう提案し、支援が安定して継続されるように取り組みます。	—	○: 概ね順調	—	・法務省主催の会議等の機会をとらえ、法制度上の位置づけを明確にする必要性についての説明や要望を行う。 ・国の予算措置状況や他県の考え・動向を注視し、必要に応じて対応を検討していく。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局地域共生社会推進課
⑤	市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。	・再犯防止施策市町会議で地域定着支援センター及び検察庁の取組を紹介した。 ・地域における支援ネットワークの構築・強化を目的とした地域定着支援センター主催の講演会を開催した。	○: 概ね順調	取組を推進するためには、他機関の連携が必要であるため、相互の理解促進を図る必要がある。	・関係機関と連携して適宜状況確認や情報共有、意見交換等を行う。 ・関連する会議や研修等の機会をとらえ、各機関・団体における支援内容を紹介する。 ・地域定着支援センター主催の講演会を開催する。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局地域共生社会推進課
⑥	広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。	・広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議において、支援状況の共有や相互連携について協議等を行った。また、年度中途から弁護士のオブザーバー参加を得て進めた。	○: 概ね順調	相互連携の仕組みの構築と強化に向け、連携・協議の場を継続して進めていく必要がある。	・関係機関との適宜状況確認や情報共有・意見交換等の機会を設け、定着支援センターの支援体制・連携体制の充実を図る。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局地域共生社会推進課
⑦	支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。	—	△: やや遅れ	・取組を推進するためには、他機関の連携が必要であるため、相互の理解促進を図る必要がある。	・関係機関と連携して適宜状況確認や情報共有、意見交換等を行う。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局地域共生社会推進課
	B 薬物依存を有する者への支援					
①	薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。	・薬物依存症者及びその家族の相談を受けている又は今後受けていく相談機関への技術支援や地域依存症支援者のスキルアップ研修を継続実施した。 ・「第7次広島県保健医療計画」に基づき、依存症に対応する体制構築の取組を継続実施した。	○: 概ね順調	・県内で継続的に薬物依存症者、家族が相談する窓口が少ない。	・令和4年度に実施した取組について、継続実施する。 ・第8次広島県保健医療計画の作成に取り組む。	○健康福祉局薬務課 疾病対策課
②	刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。	・刑事司法関係機関に対して行った、薬物事犯者への情報提供の実態に関するアンケートの結果を踏まえ、「医療法人せのがわ」のリーフレットを送付した。 【実績】 リーフレット300部(令和4年度中に50部配布) ・薬物相談事業推進連絡会議等を開催した。 ・薬物乱用対策関係の会議において、県計画の内容を説明した。	○: 概ね順調	・薬物依存者等へ支援内容が届くよう、リーフレット以外の広報についても検討するとともに、薬物事犯者の周囲の人(家族や友人等)に対する情報提供についても検討する必要がある。 ・再乱用防止のため、薬物依存者に対し、治療機関等の情報や支援内容を提供する取組を実施しているが、さらなる取組が必要である。	・刑事司法関係機関と連携した、薬物依存者等に対する情報提供を実施する。 ・薬物事犯者の家族や友人等に対する情報提供として、HPの充実化やSNSを利用した広報について検討し、実施する。 ・令和4年度に実施した取組について、継続実施する。 ・地域の支援者にヒアリングする等により治療機関、支援内容等を把握の上、刑事司法関係課機関と情報提供の方法について、調整し、実施する。	環境県民局県民活動課 ○健康福祉局薬務課 疾病対策課 ○警察本部組織犯罪対策第三課
	C 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援					
①	刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。	・「性犯罪者の再犯防止に向けた地域ガイドライン」の活用に向けた研修を受講した。 ・13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪により服役して出所した者について、所在確認や面談を実施した。 ・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨した。	○: 概ね順調	・再犯防止施策としての優先度を検討する必要がある。 ・実際に活用する場合に、どのような機関と連携するべきかを明確にする必要がある。	・必要性や優先度、具体的な活用方法等について引き続き検討する。 ・13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪により服役して出所した者について、所在確認や面談を実施する。 ・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨する。	環境県民局県民活動課 健康福祉局こども家庭課 ○警察本部人身安全対策課 組織犯罪対策第二課

「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の進捗状況について

	I 取組の方向	III 令和4年度の取組・実績 (令和5年3月末時点)	自己評価 ◎: 順調 ○: 概ね順調 △: やや遅れ ×: 遅れ	IV 課題	V 令和5年度の取組	担当課 (○: 主担当課)
3 社会参画の実現						
(1) 就労に向けた支援						
①	多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。	・入札参加資格審査における協力雇用主への加点を実施した。 【実績】R3～R4 381件	△: やや遅れ	・協力雇用主の登録に向けた広報について、保護観察所と連携できていない。	・保護観察所と情報共有や意見交換を行い、課題やニーズを共有し、効果的な連携の在り方を検討する。 ・HP等、県の媒体を活用した広報について検討する。 ・保護観察所の要請に従い、経済団体や一般企業への広報等、必要な取組を実施する。	○環境県民局県民活動課 商工労働局雇用労働政策課 土木建築局建設産業課
②	起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となつて、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となつていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。	○人口支援 ・検察庁との協定に基づき、起訴猶予処分、刑の執行猶予、罰金刑となつた者に対し、伴走型の就労支援・職場定着支援を更生保護就労支援事業受託事業者への委託により実施した。(令和3年度からの継続事業) ・広島大学宮口教授へのヒアリングにより、県事業にコグトレを導入するうえでの課題を把握。 ・就労継続率向上に向けた課題分析を行い、その解決策を検討。 ・解決策の一環として令和5年度の委託に向けた仕様書を改訂し、支援期間の延長、転職活動の充実化、就労継続困難者へのフォローアップ等を導入。 【実績】 ・支援人数(延べ)50人(R4.4～R5.3) ・就職率 95%(19/20)※1 ・3ヵ月後就労継続率 62%(13/21)※2 ※1就職活動支援対象者として選定された者のうち、辞退者、出奔者、福祉移行者を除き、支援期間内に就職できた者の割合。就職決定がR4年度中の者。 ※2就労開始から3ヵ月後に就労が継続している人の割合。福祉に移行した人を含む。就労開始から3ヵ月経過したのがR4年度中の者。 ○出口支援 ・保護観察所との申し合わせに基づき、保護観察又は更生緊急保護の期間が短期であったため、十分な就労支援を受けることができなかった者に対し、伴走型の就労支援・職場定着支援を更生保護就労支援事業受託事業者への委託により実施した。(令和3年度からの継続事業) 【実績】 支援該当者なし	○: 概ね順調	○人口支援 ・国事業で行われている協力雇用主への財政支援が、県事業には適用されないため、雇用主の負担となっている。 ・対象者の多様なニーズに対応するための多機関連携の在り方について検討する必要がある。 ○出口支援 ・支援対象者がいなかったため、出口支援対象者の支援ニーズについて検討する必要がある。 ・保護観察所と連携した支援について意見交換や情報共有を行い、必要な支援を検討する必要がある。	○人口支援 ・令和4年度に実施した事業について継続実施する。 ・就労支援に関わる機関での会議の開催等により、支援基盤を強化する。 ・就労支援以外の支援(高齢・障害等の支援)を担う機関との会議の開催等により、就労以外のニーズにも対応できる支援体制の構築を進める。 ・本事業において雇用主が担っている役割や負担の現状について調査・検討するとともに、必要な支援についても検討する。 ・コグトレの導入や活用方法について引き続き検討する。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局こども家庭課 警察本部少年対策課
③	犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。	○出口支援 ・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施した。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。 実施自治体数: R5.3末 12市町	○: 概ね順調	・地域の状況により、ニーズが少ない、委託先がない等の理由で予算化が困難な市町がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	○環境県民局県民活動課 警察本部少年対策課
④	生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施した。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。 実施自治体数: R5.3末 12市町	×: 遅れ	・地域の状況により、ニーズが少ない、委託先がない等の理由で予算化が困難な市町がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	○健康福祉局社会援護課
(2) 修学等の支援						
①	少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。	・授業料等支援制度に関するパンフレットについて、教育委員会を始めとした関係機関と連携して、必要部数を保護観察所及び少年院等に配布した。 公立の就学支援 260部 私学の就学支援 260部 ・高等学校卒業程度認定試験について、学校、関係公共施設等における広報を実施した。	○: 概ね順調	・授業料等支援制度について、少年院及び保護観察所の現場担当者への周知について検討する必要がある。 ・これまで広報を行っている施設等以外に、中退者に対する支援として広報することが効果的と思われる施設等の把握に努め、幅広い広報を実施していく必要がある。	・授業料等支援制度について、機会を捉えて、少年院及び保護観察所の現場担当者に対する制度説明を実施する。 ・引き続き、制度説明パンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。 ・高等学校卒業程度認定試験の広報について、引き続き、学校、関係公共施設等でも行っていく。 ・さらに、少年の立ち直り支援を実施する少年育成官にも情報を届けるため、新たに広島県警察本部(少年対策課)とも連携する。	○環境県民局県民活動課 環境県民局学事課
②	少年院出院者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援します。	・「少年サポートセンター」のパンフレットについて、昨年度配布した余部があったため、令和4年度は実施していない。	△: やや遅れ	・地域で非行少年に対する支援を行う団体について、「少年サポートセンター」以外の把握ができていない。	・「少年サポートセンター」のパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。 ・非行少年への支援団体を把握し、ニーズを調査する。	○環境県民局県民活動課 健康福祉局こども家庭課 社会援護課 教育委員会生涯学習課